

令和4年5月10日

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町長 畠中 源一

## 文書質問回答書

令和4年4月26日付け4京丹議第40号で送付のあった文書質問書について、京丹波町議会文書質問取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり回答します。

## 記

質問者名	山崎 眞宏	担当課	管財課
質問事項	庁舎裏の整備について		
質問の内容			
(1) 庁舎裏の竹林を伐採し、ウッドチップを敷き詰めた遊歩道の整備が一定の進捗をみた。整備に係る契約の内容と、事業費を伺う。また、歳出予算のどの部分（款、項、目、節）から支出するのか。			
(2) 本整備事業を必要とした背景とその目的は。			
(3) 伐採した竹林からは、遊歩道内含め、すでに竹が無数に生えてきている。かかる状態になることは、最初から想定していたのか。			
(4) 3月から5月にかけては、竹の成長が旬であるが、生えてきた竹を見つけては倒すなどの対症療法をいつまで続けていくのか。			
(5) 今後において、もとの竹林に戻ってしまう可能性はないか。			
答弁			
(1) 京丹波町新庁舎整備事業 裏山整備業務として、京丹波森林組合に4,999,940円で委託し、ササ等の草刈り、管理用兼散策道整備、木柵L=200m、獣害柵設置L=100m、また季節ごとに花が咲くようにツバキ等127本を植栽しております。 歳出予算は、令和3年度当初予算に計上しており、款)総務費 項)総務管理費 目)財産管理費 事業)新庁舎整備事業 節)工事請負費 細節)新庁舎整備工事から支出しております。			

(2) 庁舎裏山整備は、災害備蓄用倉庫等の建物敷地が必要であったことと、庁舎の災害防除のため、法面勾配の緩和と倒木等の危険性を取り除く必要から、用地取得し整備を行ったものです。

また、荒れた竹林状態で景観もよくなかったため、裏山斜面と役場敷地とを一体的に管理するため、四季を感じられる山林への復元と散策道等の景観整備も行いました。

(3) 用地取得前に竹林化が進んでいたことから、伐採した後にも竹が生えることは当初から想定しており、竹林に戻さない維持管理が必要と考えております。

(4) 竹林伐採は平成30年から取り組んでおり、毎年、タケノコを除去しササを刈ることで、竹林に戻さない管理ができております。

(5) 竹林に戻らないように維持管理を続けてまいります。